

地域価値創造研究教育推進プログラム実施要綱

1 実施目的

本プログラムは、長年にわたって地域連携を進めてきた本学の実績を踏まえつつ、地域価値を創造するための地域参加型研究及び地域実践型教育を融合的かつ全学的に推進し、もって、全国に先駆けて人口減少、少子・高齢化、産業空洞化等が進む地域の創生に貢献することを目的として実施するものです。

2 推進対象

本プログラムは、1の目的を実現するため、本学に所属する者が主導して実施する次に掲げる取組に対して、3の支援等を行うものです。

(1) 地域参加型研究プロジェクト：次の条件を全て備えた研究プロジェクト

①地域性

山陰(鳥取県を中心に、西は島根県から山口県北部、東は兵庫県北部を経て京都府北部、南は岡山県北部に至る地域とする。以下同じ。)をフィールドとして、その地域課題(地域住民が意識していない潜在的な課題を含む。)について研究するものであること。ただし、研究成果が山陰にフィードバックされる見込みが客観的に評価できる場合は、山陰以外の地域をフィールドとするものも含む。

②協働性

本学の研究者が主導する研究(学外研究者との共同研究を含む。)であって、研究テーマとする地域課題を抽出・整理する局面、研究を推進する局面、又は研究成果を普及し社会実装を進める局面など様々な局面において、研究フィールドとなる地域の関係者の参画・協働を得て進めるものであること。

③研究性

研究テーマとする地域課題の背景や原因について、学術的・専門的な知見に基づく調査、観察、実験とその考察・分析を行い、その生起や消滅、増減等に係る原理、メカニズム等を探求・発見しようとするものであること。

④貢献性

上記の探求・発見に基づき、地域課題の解決に向けた技術やシステム、人材育成プログラム等の具体的な手法や方策、又は解決に至る戦略や方向性を新たに提示する研究であって、提示される手法、戦略等の社会実装や当該研究への参画・協働を通じた地域創生人材の育成により地域に貢献するものであること。

(2) 地域実践型教育活動(地域連携授業)：次の条件を全て備えた本学の授業活動(本学の教員の指導の下で、本学の学生を主な対象として行われるものとする。)

①地域性

山陰の地域課題に係る調査分析、対策提案等を試行・実践するものであること。ただし、山陰の創生に役立つ人材が育成できる見込みが客観的に評価できる場合は、山陰以外の地域の課題に係る試行等を行うものも含む。

②協働性

地域の関係者の参画・協働を得て進めるものであること。

③実践性

地域の創生に役立つ人材を育成できるよう、PBL(課題解決型学習)方式による等、手法や内容を工夫して実施されるものであること。

④貢献性

授業により身に付ける知識・能力・資質が、地域の創生に役立ち得るものであること。

(3) 地域実践型教育活動(エクステンション&アウトリーチ事業)：次の条件を全て備えた公開講座や成果発表会の開催その他の社会教育・生涯学習に係る活動

①成果発信性

本学の研究教育活動の成果を地域社会に還元するため、本学の教職員や学生が保有する知識、技能等の知的資源を活用・発信するものであること。

②社会教育性

幼児、児童、生徒のほか社会人、企業人その他一般住民まで様々な人々を対象に、学内外で多様な社会教育・生涯学習の機会を提供するものであること。

3 支援等

本プログラムでは、別に定めるところにより2に掲げる取組を学内から広く募集・選定し、その選定されたも

の(以下「対象取組」という。)について、次の支援等を行います。

(1) 資金の交付

- ① 対象取組については、実施費用を実施責任者に交付します。
- ② 対象取組について学内の他の資金(経常的なものを除く。)が配分される場合は、その配分額が当該対象取組の実施費用の総額を下回る場合に限り、その差額を限度として本プログラムによる資金(以下「本資金」という。)を交付します。従って、そうした学内資金の配分を受ける予定がある場合において、当該配分に先立って本資金を交付したときは、後日、当該差額を超える額を返納して貰うことがあります。
- ③ 本資金は、対象取組の実施に必要とされる経費(別に定めるものに限る。)に充てることができます。そうした経費に充当して、なお残額がある場合は返納してください。決して無理に使い切ろうとしないでください。
- ④ そのように無理をして本資金を上記③の用途以外に使用したり、その交付に当たって付された条件に違反し、あるいは不正な手段を用いて本資金の交付を受ける等、本資金の交付趣旨に反する行為があった場合には、本資金の全部又は一部の返還を求めます。

(2) 実績評価

- ① 地域価値創造研究教育機構(以下「本機構」という。)では、対象取組に関し、その選定時に示された目標への到達度等について別に定めるところにより実績評価を行います。また、必要に応じて事業中途における評価及び追跡評価を行うことがあります。
- ② 実施責任者は、これらの評価に積極的に協力・対応してください。
- ③ これらの評価の結果は公表し、今後の対象取組の選定等の参考にします。
- ④ これらの評価は、外部の有識者を加えて行うことがあります。

(3) その他本機構の関与

- ① 地域課題研究、地域創生人材、専門的な知識や技能等に係る学外ニーズと、学内の研究シーズ、人材その他の知的資源等に関する情報を収集・DB化し、関係者に迅速に提供するシステムを構築して、当該ニーズとシーズのマッチングを支援・促進します。
- ② 対象取組を効果的に展開するのに必要な関係者の交流の場を設定するとともに、対象取組の成果報告会やウェブでの情報発信等を積極的に行います。
- ③ 対象取組の進捗状況等に応じて必要があると認めるときは、その実施計画の見直しや本資金の交付額の増減をお願いすることがあります。

4 実施責任者の責務

対象取組の実施責任者には、当該対象取組に関し次の責務を果たしていただきます。

- ① 対象取組を実施する際の関係者間の役割分担や責任範囲を明確にした上で、その運営・推進や結果とりまとめを包括的に管理・主導して、全体について最終的な責任を負うこと。
- ② 対象取組の実施に伴う収入及び支出の管理を適切に行い、その経理に関し本学や国の機関が行う調査や検査に最大限協力すること。
- ③ 対象取組又はそれと類似した内容の取組について、学外から補助金、分担金、委託料等の交付を受けるときは、その内容、金額等を本機構に報告すること。
- ④ 対象取組の終了後も、本機構が求めたときは、報告書の提出、事業評価での説明等を積極的に行うこと。
- ⑤ 関係する地域に向けた情報発信(報告会、講演会、メディア出演等)を積極的に行い、その成果を地域と共有する機会を設けるとともに、本学が主催し又は後援等を行うワークショップやシンポジウム、公開講座等に積極的に参加し、その成果を発表すること。
- ⑥ その他対象取組の成果について国内外で積極的に発表すること。

なお、上記⑤又は⑥の情報発信や成果発表に当たっては、当該対象取組について本機構の支援があったことを付記してください。